

平成29年度 第5回津有区地域協議会

次 第

日時：平成29年8月29日（火）午後6時30分～

会場：津有地区公民館 2階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

（1）協議事項について

- ・活動団体との意見交換会について

（2）地域活動支援事業について

- ・課題の洗い出しについて

4 その他

5 閉 会

(案)

平成29年度津有区活動団体との意見交換会 実施計画

- 1 目 的 津有区の現状や課題について、津有区で活動する団体との意見交換を実施し、情報を共有することで、今後の地域活動支援事業や自主的審議のテーマ設定に役立てるもの。
- 2 開 催 日 平成29年10月14日(土) 14:00～15:30(※)
- 3 場 所 津有地区公民館 2階 大会議室(平成町533-1)
- 4 出 席 者
 - ・津有区地域協議会委員 全14名
 - ・過去3年に地域活動支援事業を活用した団体 全21団体(※)
 - ※町内会長との意見交換については、別途実施予定のため、町内会へは、町内会長連絡協議会のみ案内を送付(団体の詳細については「参考資料」のとおり)
 - ・中部まちづくりセンター(事務局) 全3名
- 5 内 容(※)
 - 前半：地域活動支援事業に関すること
 - 津有区の採択方針・審査方法について
 - 地域活動支援事業の活用方法について
 - 課題の洗い出しで検討が必要とした事項について(協議会で検討が可能なもののみ)
 - 後半：これまで地域協議会で検討してきた課題
 - 少子化・子育て環境の改善
 - 人口増加・地域コミュニティの維持
 - 後継者の確保・空き家問題
 - 高齢化への対応・改善
- 6 意見交換のやりかた(※)
 - パターン①(参加者が10人以上の場合)
 - ・協議会委員と提案団体を混合にした班を3～4つに分け、それぞれテーマについて、意見交換を行い、発表する。

パターン②（参加者が10人未満の場合）

- ・協議会委員と提案団体を向け合せにし、テーマについて意見交換を行う。

※パターン①、②については、参加団体の人数に応じて、実施する。

7. 周知方法

①過去3年で地域活動支援事業に採択された団体

- ・直接、案内文書を送付する。

②地域協議会だより〇月〇日号（速報版）に開催案内を掲載

- ・9月15日号か10月1日号のどちらかで検討

※活動団体以外も参加する可能性あり

平成 29 年度 地域活動支援事業 課題の洗い出しについて

前回の協議会で委員の皆さんからいただいた意見を下記のとおりまとめました。

1 町内会による提案について

- ・町内の範囲にこだわらず、提案の内容で審査する。
- ・提案に対しての可否は協議会でを行うため、制限をつける必要はない。

2 基本審査について

- ・基本審査で×をつけた場合には、共通審査基準を 0 点もしくは最低点（津有区の場合は 7 点）として扱い、点数に反映できるようにするべきである。

3 提案書の記入方法の統一について

- ・協議会でどの項目を減額するか吟味しており、どこに使用するのが適切か協議会に決定権がある。
- ・協議会で補助金の使い道を指定できない場合は、意図しないところで使用される可能性がある。
- ・優先順位は審査の際に参考になるため、提案書にあらかじめ書いていただくのがよい。
→ただ、提案どおりの優先順位で採択がするわけではなく、あくまで協議会が決定するもの。

4 具体的な提案内容の制限について

- ・防犯灯の LED 化について、平成 26 年度から 28 年度の津有区町内会長連絡協議会の事業で完了しているが、漏れがある場合には、各町内会から地域活動支援事業へ提案する。
- ・ユニフォームについては、100 パーセントの補助ではなく、個人負担もしくは団体での負担が必要。
- ・ユニフォームは、耐用年数を定め、更新の基準を検討する必要がある。

5 その他の意見

- ・地域活動支援事業の検証について、津有区地域協議会でも実施を検討していく必要がある。
- ・町内会で提案のあった遊具整備について、町内会が管理をするとなっているが、実際の管理状況を把握する必要がある。
- ・実績報告書について、ある程度提出があった段階で地域協議会へ配布する。